

承諾解剖遺族の擁護／フォレンジックナースとは

井上郁¹⁾, 毛利貴子²⁾, 池谷博¹⁾

1) 京都府立医科大学大学院医学研究科法医学教室

2) 京都府立医科大学医学部看護学科

Advocates for bereaved families in accepted autopsies; About forensic nursing

Kaoru Inoue¹⁾, Takako Mouri²⁾, Hiroshi Ikegaya¹⁾

1) Department of Forensics Medicine, Kyoto Prefectural University of Medicine

2) School of Nursing, Kyoto Prefectural University of Medicine

要約

死因を調べる解剖として、事件の蓋然性が高いときに行う刑事訴訟法に基づく司法解剖がよく知られているが、監察医制度のない地域で、死体解剖保存法に基づき遺族の承諾を得て行う承諾解剖という制度がある。現在までの承諾解剖件数は多くないが高齢多死社会の到来で病院でなく在宅死する者の数は多くなることが確実であり、他方、保育施設等での乳幼児の異状死も問題となっていることから、今後、司法解剖とならなかったケースで承諾解剖の制度を利用する遺族が増えることが予想される。近親者を亡くした遺族にとっては、死因を明らかにしたいという思い、死を未然に防げなかったのかという後悔の念または遺体を解剖によって傷つけてしまうという思い等が交錯し複雑な心理的ストレスを抱え込むこととなる。そういった状況では、米国でフォレンジックナース (Forensic Nurse 法看護師) として活動しているような、法制度、病理・心理の知識を備えた看護師が、遺族の多面的なアドボケート (擁護) を実施することが望ましい。京都府立医科大学法医学教室では、2020年より本格的にフォレンジックナースを導入し、その効果を測定し、承諾解剖制度に必要なシステムの構築を図っている。本稿ではその背景と展望について記述する。

キーワード：承諾解剖, 高齢多死社会, 遺族擁護, 虐待, フォレンジックナース, 法看護

1. 承諾解剖／フォレンジックナースとは何か

1-1. 法医学解剖の種類

法医学教室で行われる解剖には、司法解剖、行政解剖 (承諾解剖)、新法解剖及び医療事故調査解剖がある¹⁾。

司法解剖は、刑事訴訟法に基づき、犯罪性がある或いはその疑いがあるときに裁判所の発行する鑑定処分許可状を得て行われる。

行政解剖 (承諾解剖) は、犯罪性はないが、死因を究明する目的で行われる解剖であり、死体解剖保存法に基づき、遺族の承諾のもとに行われる、遺族の意思が反映され得る解剖である。なお、監察医制度施行地域 (東京 23 区、大阪市、神戸市) では、監察医が死体検案を行い、必要な場合は解剖 (行政解剖) が行われる。この場合は遺族の承諾がなくても行うことができるが、多くの地域は監察医制度非施行地域であるため、遺族の承諾のもとに、死因を究明する承諾解剖が

行われる。本稿で扱う解剖は主にこの承諾解剖を指す。

新法解剖は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき行われる、犯罪性はないが、死因の究明や身元を明らかにするために行われるもので、警察署長の判断で行うことができ、遺族の同意がなくても良い、警察主導の解剖である。

医療事故調査解剖は、医療法に基づき、正確な死因を究明する目的で行われる。

以上、4つの法医学解剖であるが本教室では司法解剖と新法解剖が大半を占め、承諾解剖と医療事故調査解剖は年間数件に留まっている現状にある。司法解剖と新法解剖では遺族が事件の加害者たる可能性もあり、これまで本教室が遺族と積極的に関わることはなく、解剖後数ヶ月経過して生命保険金請求の為の死体検案書の再発行の請求を受けて文書のやり取りがあるくらいのものであった。しかし、今後、高齢多死社会における解剖のあり方のひとつとして、承諾解剖実施が決

定した段階から遺族に寄り添うことができるフォレンジックナース（Forensic Nurse）の存在が高まってくると考えられる。また、司法解剖・新法解剖等においても事件や係争にフォレンジックナースが巻き込まれないように留意しながら、遺族擁護を実践していくことが必要であると考えられる。

1-2. フォレンジックナース

フォレンジックナース、日本語に翻訳しても、法看護師と聞き慣れない言葉であるので、実態に合わせて和名を命名すべきときが来るであろうタームであるが、擁護に係る制度の発達している米国では1992年にフォレンジックナース（国際）学会：International Association of Forensic Nurses（IAFN）が設立され、SANE Certification という Sexual Assault Nurse Examiners（性暴力に対する看護師の資格を持つ検査者）の認定制度も存在している²⁾。日本にもこのIAFNの流れを受けた学会である日本フォレンジック看護協会：Japan Association of Forensic Nurses（JAFN）は2014年に設立されていて³⁾、特にSANE-Jという日本版性暴力対応看護師の認定事業を実施している。

しかし、元来、フォレンジックナースはJoseph Biden, Vice President, United States from Forensic Nursingが、“Forensic Nurses play an integral role in bridging the gap between law and medicine. They should be in each and every emergency room”⁴⁾と述べているとおり、法と医療の間を埋める統合された実践家としての存在がフォレンジックナースであると言える。性犯罪のみならず、DV、高齢者虐待、児童虐待、人身取引、検死・死体解剖、刑務所（受刑者・矯正教育）、救命救急、メンタルヘルス、災害、公衆衛生の分野で司法・行政・医療の分野をクロスオーバーしながら被害を受けているひとを擁護する存在であろう。

2. 京都市立医科大学法医学教室のフォレンジックナース活動

本教室では、法医解剖を実施してきたところであり、解剖遺族の擁護という点からフォレンジックナースの活動を2018年から開始している。探索的に事業として承諾解剖遺族の擁護を開始し、4例の承諾解剖に携わった。解剖直後の執刀医からの遺族への説明の前後に遺族と面談を実施している。

2-1. 解剖遺族の擁護

2020年度からは、教室に常勤で看護師が配属とな

り、承諾解剖のみならず法医解剖全ての解剖遺族に対する擁護活動を開始した。その内容は、解剖時の遺族への説明に対する理解の補助、手続きに関する支援（検案書の再発行手続き等）、遺族の心のケア等を実施である。今後、解剖遺族の会を寺院等宗教施設で開催することを予定している。

2-2. 生体鑑定

児童虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）、性犯罪および傷害事件等での創傷の生体鑑定については以前から教室として請負っていたが、2020年度より法看護部門を教室に設立したことで、警察署、児童相談所等と積極的に連携し実施している。生体鑑定とは、明確な定義はないものの、事件等で発生した創傷について、刑事裁判等の証拠として採用され得る第三者性の高いエビデンスを取り、鑑定書・意見書を発行する業務である。児童虐待の領域における自治体・児童相談所と法医学・法歯学との連携については、公益社団法人母子保健推進会議が行った全国調査⁵⁾で、取り組みについて紹介されている。ここに、調整者としての看護の役割が加われば有機的な連携につながっていくと考えられるが生体鑑定についてはまた別稿に記述する機会を設けたい。

2-3. 法看護研究会

高齢多死社会での在宅死、虐待、医療事故・介護事故等の諸問題、児童虐待・DV等の社会的弱者の抱える諸問題等の法律と医療がクロスオーバーする領域において研究・提言をしていく研究会を定期開催している。

3. 承諾解剖における遺族支援の必要性

3-1. 承諾解剖のプロセス

異状死体として警察が扱うことになった遺体について、警察署員か警察署所属の警察医（開業医が務めていることが多い）が、遺族に死因究明のために解剖を希望するのか承諾を取ることから承諾解剖は開始する。

承諾した家族は、司法解剖・新法解剖と異なり、大学の解剖遺族控室に通されることとなる。午前の早い時間に警察から遺体が搬入されてくる。解剖には2時間前後を要するので、遺族には執刀開始後1時間後を目途に遺族控室に来室してもらい、故人についての情報と、遺族との関連性について、情報収集しながらコミュニケーションを図り、遺族の緊張緩和に努める。

解剖自体は、搬入直後にCTが撮影された後に、執刀医によって行われ、毒物検査を含む様々な検査も実施される。腹部動脈瘤の破裂等明らかな所見があれば、解剖直後に説明がなされる。検査結果を待ってからの死因判明となると数週間後に説明が行われることもある。その説明の際には、フォレンジックナースは同席し、遺族の理解の程度を確認し、執刀医の退室後に、必要に応じて医療情報を補足するなどして遺族の理解を助けることとなる。

遺体は葬儀会社等によって葬儀場等へ搬出されていく。死因が明らかな場合には死体検案書に死因が記載されて発行されるが、検査結果等が出揃ってから死因がわかる場合には解剖当日は不詳として発行され、後日、生命保険の請求に確定した死因の記載が必要である場合には、死体検案書が再発行される。

遺族にはなにか質問があれば、後日でも応対するということを伝えて、フォレンジックナースとしての繋ぎをつくっておく。

後日、遺族会というかたちで、こころのケアに当たることも展開として検討している。

3.2. 看護職にできること

承諾解剖の為に来室した遺族は、突然で原因不明の家族の死に直面し、警察や大学関係者などこれまで関わることのなかった人々に囲まれて、恐怖や混乱、衝撃の真っ只中にいる時期である。この時期に、心身の危機をさらに深めることがないよう遺族を擁護することが看護職として最も求められることであろう。

原初、ナイチンゲールはNotes on Nursingにおいて、「看護とは生命力の消耗を最小限にするよう、すべてを整えることである⁶⁾」と定義したが、正にフォレンジックナースは、保健師助産師看護師法上の傷病者の療養上の世話と診療の補助という業から枠を拡げて、遺族に寄り添える、医療知識を有し、患者・生活する人に近い立場でものを考え、必要なサポート・調整をしていく存在として、承諾解剖制度の中で果たしていく役割がある。

解剖日から日にちが経過しても、悲嘆に暮れる遺族に寄り添うこともフォレンジックナースの役割のひとつであり、悲嘆のプロセスに応じて日常生活に再び適応していくことができるようにサポートしていくこともその役割である。

3.3. 承諾解剖遺族のグリーフの特徴

辻村の研究⁷⁾でも、司法解剖・行政解剖における遺

族の心情となすべき対応について述べられているが、承諾解剖遺族にとっては複数の負荷が、一般的な病気等の経過を追っていた患者遺族以上にかかってくる。1つ目は、突然かつ原因不明の死であったということであり、2つ目は、警察の介入がなされる死であるということである。そして、3つ目は、解剖によって、遺体に傷をつけてしまうことの判断をしたことからくる後悔の念の負荷である。

孤独死、或いは、同居していたにも関わらず突然死であったということは、最後に別れをいうことも出来ずに逝かせてしまったことであり、早く異変に気づいていれば防ぐことが出来た死ではなかったのか、という自責の念のようなものが遺族の考えに去来することになる。これを表出できれば良いがそれを出来ずに苦しむこともあると思われる。2つ目の警察の介入がなされる死というのは、コミュニティの或いは個人の価値観にも寄ると思われるが、人の最期のステージの死という場面に警察が介入したという事実で遺族は戸惑い、親族や友人或いは近隣住民等の第三者に相談するタイミングを失う傾向があると考えられる。そうすると、自然にグリーフについて表出していくことが少なくなるであろう。3つ目の解剖承諾したことへの後悔の念の負荷は、遺体を傷つけることでさらに故人を苦しめたのではないかと、尊厳を守ることができなかったのではないかとという問いを遺族が持つことは自然であり、これも表出しにくいことであると思われる。

一般的にでも遺族が社会生活に再適応してくことは慎重にサポートしなければならないのに、承諾解剖遺族の場合には再適応して社会生活を歩んでいくことを更に困難にする、上記の負荷という要因があり、フォレンジックナースが特に留意しなければならない。

3.4. 今後の課題と展望

上述してきたように、看護の役割としては、遺族に対するケアとして共通・一般化される部分と、承諾解剖に固有の社会的背景や家族の問題等に留意して短期的・長期的に支援していかねばいけない課題がある。

承諾解剖制度という仕組みのなかで、今まで不在であった看護師の調整者としての役割は重要であると考えられる。例えば、現在、承諾解剖のみならず司法解剖となることを遺族に説明するのは警察官であるが、遺族の心情に留意しながらその必要性を伝えられるような調整役は、遺族の心情を心理面から理解し支援することができるような、また、制度面からも支援する

知識を備えているような、特別な訓練を受けた看護職等が望ましいであろう。その点では、フォレンジックナースの養成をして、警察機構の中で動く看護師という存在も必要であるかもしれない。

今後、ケースを積み重ねて、高齢多死社会が必要としている制度、また、フォレンジックナースの遺族に対するアプローチの構築をめざしたい。

文献

1. 池谷博, 櫻田宏一 (2018): あたらしい検案・解剖マニュアル, 10, 京都, 金芳堂
2. IAFN (2020) : Sexual Assault Nurse Examiners, <https://www.forensicnurses.org/page/aboutSANE>.
3. 日本フォレンジック看護学会 (2014): 学会概要, https://jafn.jp/?page_id=1734.
4. Rita M. Hammer, Barbara Moynihan, Elaine M. Pagliaro (2006): Forensic Nursing: A Handbook for Practice, p8, USA: Jones and Bartlett
5. 公益社団法人 母子保健推進会議 (2020): 子どもを虐待から守るために～自治体と法医学の連携でできること～, <http://bosui.or.jp/pdf/2019%E5%85%90%E7%AB%A5%E8%99%90%E5%BE%85%E5%86%8A%E5%AD%90.pdf>.
6. Florence Nightingale, 薄井坦子他訳 (2011): 看護覚え書, 15, 東京, 現代社
7. 辻村 (伊藤) 貴子 (2011): 解剖をめぐる関係者への対応 現状から今後のあり方を考える, Medical Online 医学のあゆみ, 第 236 巻, p301.